東京都自殺防止のためのSNS相談非常勤相談員 募集要項

- 1. 業務内容 メンタルケア協議会に東京都より委託されている自殺対策事業 SNS 相談における相談対応、適切な相談機関への紹介・仲介、相談業務にかかわる事務処理等
- 2. 応募資格 1) 60 歳以下であること。 2) 次のa. b. c. 何れかに該当すること。
 - a. 看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、作業療法士のうち、一つ以上の資格を有し、且つ3年以上の精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
 - b.10年以上精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
 - c. 心理学専攻の大学院修士課程を卒業、または卒業見込みで、十分な臨床実習の経験及び、社会経験を有し、精神保健等の電話相談に興味があること。
- 3. 勤務地 東京都の指定する相談室(新宿より10分圏内)
- 4. 勤務時間 平成 30 年 10 月~2 月:17~22 時、平成 30 年 3 月:15~22 時(休憩 30 分)
 - ※ 調整ができれば、部分勤務可能(例:19~22時、15~19時、18~22時等)
 - ※ 上記のうち月 4~12 回勤務。自殺相談ダイヤル等と兼務できる方を優先(兼務の場合は合計月5回以上)。勤務日時は、前月26日に決定。
 - ※ 月13日または17日の特任相談員、常勤相談員として採用し、その中でSNS相談 を担当するという勤務形態もあり。時間数に応じて、社保完備。
- 5. 給 与 時給 1,450 円~3,050 円(自殺相談ダイヤルと兼務の場合は時給 1,650 円~、こころの電話相談と兼務の場合は時給 1,500 円~) 17 時以降は 10%増 ※経験、能力、時間帯、勤務日による
- 6. 交通費 1日2,000円まで実費相当支給、但し1,000円を超える部分は半額支給 ※ご自身の都合で勤務時間が4時間に満たない場合は支給無し(詳細は規定による)
- 7. 募集人数 10~20 名程度
- 8. 審 査 書類審査、面接審査、実地審査(3回)による審査
- 9. 応募方法 所定の履歴書フォーム (ウェブサイトからダウンロード可) ご記入の上事務局へ郵送
- 10. 募集期間 書類 🗸 平成 30 年 10 月 31 日必着 💥 🗡 切り後も空きがあれば可能

面接日 書類選考後にご連絡します。

実地審査 平成30年10月上旬~ 随時

採用日 平成30年10月以降応相談(試用期間あり、年度毎契約)

11. その他 毎年1~3月に行われる「自殺防止のための電話相談技能研修」を東京都から受講推 奨されているため、後日受講していただきます。

採用後、年5回の研修会参加義務あり (時給958円・交通費支給なし)

以上

特定非営利活動法人メンタルケア協議会 〒151-0053 渋谷区代々木 1-57-4 ドルミ第2代々木 2F tel. 03-5333-6446/fax. 03-5333-6445/http://www.npo-jam.org